

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人Aの夫であり、請求人Bの父である亡C（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月頃から昭和〇年〇月まで主としてD所在のE会社の日雇労働者として船内荷役作業に従事していたところ、昭和〇年頃から気管支喘息等を発症し、当該疾病が業務上の事由によるものと認められて休業補償給付を受給し、昭和〇年〇月〇日から傷病補償年金を受給していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、呼吸苦のためF病院に受診し、「右胸水、心不全、高血圧、喘息」と診断され、入院加療していたところ、同年〇月〇日、入院先の同病院で死亡した。死亡診断書には、直接死因は「肺炎」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。

被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して、請求人Aは遺族補償給付を、また、請求人Bは葬祭料をそれぞれ請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人A及び請求人B（両者併せて、以下「両請求人」という。）は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、両請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の直接の死亡原因については、G医師作成の平成○年○月○日付け死亡診断書に鑑み、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、肺炎であると判断する。

(2) 請求人らは、被災者の肺炎による死亡は、粉じんの吸入による肺機能の低下が原因となったものであるから、業務上の事由によるものである旨主張しているので、検討すると、次のとおりである。

(3) 上記G医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「(死亡原因の肺炎と気管支喘息等との因果関係の有無) 気管支喘息等、年齢より免疫低下あり、肺炎にり患しやすい状態であったと思われるが、因果関係は不明である。」と述べているところ、当審査会において、改めて、F病院の診療録等及びH病院の診療録を精査するも、被災者の気管支喘息が増悪した状況は認められない。

この点、I医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「平成○年○月○日及び同年○月○日撮影の胸部X線写真上、心肥大と右胸水貯留があり、平成○年○月○日撮影の胸部X線写真ではそれが増量しており、心不全の悪化が考えられ、同年○月○日撮影の胸部のX線写真及びCTでは、心拡大と右胸水大量貯留、軽度の心のう水貯留を認めるが肺炎の所見及び肺気腫の所見は見られない。診療録によると、血液検査で白血球の軽度増加とCRPの上昇があり、急性肺炎を合併した可能性があつて、抗生剤等の投与により炎症所見

の改善が見られた。同年〇月〇日と〇日に嘔吐があり、胸部X線写真で肺炎所見があったということで、呼吸状態が悪化して翌日の〇月〇日に死亡した。本件については、慢性心不全、あるいはその急性増悪が死亡につながった可能性があり、最終的には誤嚥により誘発された急性肺炎が合併したものと考えられ、肺炎による死亡は業務とは関連しないと考える。」と述べている。本件における画像所見、検査結果、被災者の基礎疾患等に鑑みると、同医師の意見は妥当であると思料するところ、更に被災者は死亡時〇歳の高齢であり、医学経験則上、免疫機能が低下していたものと認められることをも併せ勘案すると、被災者の慢性心不全、あるいはその急性増悪に、誤嚥により誘発された急性肺炎が合併し、死亡に至ったものであるとみることが相当である。

したがって、当審査会としても、被災者に発症した肺炎と業務上の疾病である気管支喘息等との間に医学的相当因果関係は認められないものと判断する。

(4) なお、請求人らの主張について、改めて子細に検討したが、上記結論を左右するものは見いだすことができなかった。

3 以上のとおりであるから、被災者の肺炎による死亡は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。